

平成 28 年度 四万十町農業委員会 第 9 回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成 28 年 12 月 22 日 (木)
2. 場 所 四万十町大正 きらら大正 1 階 ホール
3. 時 間 開 会 14 時 15 分
閉 会 14 時 44 分

4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

5. その他の出席者

事務局 山本英明、横山祥与

6. 提出議案

- 日程第 1 指定第 17 号 会期の決定
- 日程第 2 指定第 18 号 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 日程第 4 議案第 26 号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 その他

議 長 本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。部会の後は総会となっております。本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

それでは、只今より「平成 28 年度 四万十町農業委員会第 9 回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は 19 名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。

憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。

本日の憲章朗読は、16 番 佐々木 汀委員をお願いいたします。

ご起立をお願いします。

佐々木汀委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ご着席ください。

日程第 1、指定第 17 号「会期の決定」についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 9 回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日 22 日、一日と定めますがご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 9 回大正・十和農地部会の会期は本日 22 日、一日と決定いたしました。

次に日程第 2、指定第 18 号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を 2 名指名いたします。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、16番 佐々木汀委員、17番 山脇文男委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて日程第3、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第25号、番号1番から5番について議案書をもとにご説明いたします。議案書は4ページ～5ページになります。

番号1番の申請地は、1筆になります。

所在地・四万十町大井川字下中串2576番 地目及び現況・田 面積534㎡です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は経営規模拡大の為の増反です。譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の耕作面積は5529.65㎡で下限面積は達成しております。

番号2番です。番号2番の申請地は、1筆になります。

所在地・四万十町戸川字スクノ谷口239番1、地目及び現況・田 面積・109㎡です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望です。譲渡理由は町外転出による農業廃止です。譲受人の耕作面積は7,276㎡で下限面積は達成しております。

番号3番です。番号3番の申請地は、7筆になります。

所在地・四万十町小野字石橋ノ上ミ363番3 地目及び現況・畑 面積・40㎡です。以下6筆あり、合計7筆で面積1,085㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は本人の希望です。譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の耕作面積は0㎡です。この後の番号4番、5番で取得する農地と併せて下限面積は達成となります。

番号4番です。番号4番の申請地は、2筆になります。

所在地・四万十町小野字南駄馬1121番 地目及び現況・田 面積・897㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積1,533㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は本人の希望です。譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の耕作面積は0㎡です。この前後の番号3番、番号5番で取得する農地と併せて下限面積は達成となります。

番号5番です。番号5番の申請地は、5筆になります。

所在地・四万十町小野字シモダバ720番1 地目及び現況・畑 面積・241㎡です。以下4筆あり、合計5筆で面積858㎡です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は本人の希望です。譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の

耕作面積は0㎡です。この前の番号3番、4番で取得する農地と併せて下限面積は達成となります。

番号1番から5番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第25号について事務局の説明が終わりました。
担当委員は補足説明があれば、順次お願いします。

宮谷委員 番号1番について説明いたします。
譲受人、譲渡人の双方への聞き取りと現地確認を行いました。譲受人はこれまで5反以上の耕作をされており、取得後も周辺農地への影響のないよう耕作をされるということです。以上です。

宗海委員 番号2番です。
譲渡人、譲受人の双方への聞き取りと現地確認を行いました。譲渡人は近日中に町外へ転出を予定されており、高齢ということもあり農業を廃止するとのことで申請地に近い同集落の譲受人の方に譲渡をすることとなったそうです。また、譲受人については同集落においてこれまでも3反以上の耕作をされており、譲受後の耕作についても問題はないかと思えます。

芝俊樹委員 番号3番、4番、5番です。
譲渡人、譲受人の双方への聞き取りと現地確認を行いました。詳細は事務局の説明のとおりでございます。また、譲受人は同集落において機械も所有し、耕作の手伝いを行ってきており経験も十分でございます。この度申請する3番、4番、5番で取得する農地を併せ下限面積も達成します。問題はないかと思えます。

議長 議案第25号について質疑を許します。質疑はありますか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定につい

て」、別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 29 年 1 月 4 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので決定を求める。

それでは議案第 26 号、番号 1 番から 6 番について議案書をもとに集積計画について順にご説明します。お手元の議案書の 7 ページから 8 ページの案件になります。添付資料は 11 ページ～29 ページをご覧ください。

番号 1 番の利用権を設定する農地は 4 筆になります。

所在・四万十町小野字シノヅノ上 1098 番 現況地目・畑 面積 457 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で面積 2,289 m²です。契約期間ですが平成 29 年 1 月 4 日より平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間となります。ナバナ、ショウガを作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

番号 2 番です。番号 2 番の利用権を設定する農地は 1 筆になります。

所在・四万十町江師字丸田 834 番 2 現況地目・田 面積・1,575 m²です。契約期間ですが平成 29 年 1 月 4 日より平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間となります。水稲を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

番号 3 番です。番号 3 番の利用権を設定する農地は 1 筆になります。

所在・四万十町古城字ヒナタセ 1520 番 現況地目・田 面積・1,592 m²です。契約期間ですが平成 29 年 1 月 4 日より平成 31 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。ハウス椎茸を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

番号 4 番です。番号 4 番の利用権を設定する農地は 2 筆になります。

所在・四万十町上宮字大駄場 1005 番 現況地目・田 面積・1,562 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積 2,730 m²です。契約期間ですが平成 29 年 1 月 4 日より平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間となります。水稲を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

番号 5 番です。番号 5 番の利用権を設定する農地は 1 筆になります。

所在・四万十町上宮字大駄場 1007 番 現況地目・田 面積・985 m²です。契約期間は平成 29 年 1 月 4 日より平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間となります。水稲を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

番号 6 番です。番号 6 番の利用権を設定する農地は 13 筆になります。

所在・四万十町江師字中山 332 番 1 現況地目・畑 面積・199 m²です。以下 12 筆あり、合計 13 筆で面積 8,207 m²です。契約期間ですが平成 29 年 1 月 4 日より平成 38 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。水稲を作付の計画で賃貸借契約による再設定となります。

なお、提出されました各申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議案第 26 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員は、補足説明があれば順次お願いします。

芝俊樹委員 番号1番です。借受人、貸付人の双方への聞き取りと現地確認を行いました。双方とも引き続き再設定による更新を行いたいということで申出がされております。問題はないかと思えます。

佐々木汀委員 2番、6番につきましては、事務局の方から詳しい説明がありましたが、再設定ということもあり何も問題ないと思えます。以上です。

吉良 委員 3番についてです。双方に確認してまいりました。貸付人は椎茸のハウス栽培を行っていましたが、病気がちになり徐々に規模を縮小し、ハウスも必要なくなったということです。借受人は椎茸栽培をしており、ハウスの必要なくなった貸付人との間で利用権を設定し、今回更新となっています。前回と同じ条件での利用権設定です。以上です。

武内亮委員 4番、5番とも更新ですので、何も問題ないと思えます。以上です。

議長 議長案第26号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長案第26号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議長案第26号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 その他を議題と致します。

「平成28年度第10回（1月）大正・十和農地部会の日程について」

予定では、1月25日（水曜日）です。時間は午後になると思います。場所は十和地域振興局第1会議室の予定です。よろしくお願ひします。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願ひします。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特にないようですので、日程第5「その他」は終了いたします。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして「平成28年度 四万十町農業委員会第9回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。

